

運 営 規 程

ケアハウス吹揚

社会福祉法人 悠々会

令和6年4月改定

ケアハウス吹揚 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠々会（以下「本会」という。）の設置経営するケアハウス吹揚（以下「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき利用者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(施設の運営方針)

第2条 施設の管理運営については、ケアハウスが生活の場であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい生活空間を提供し、入所者の自主性の尊重を基本として、利用者が安心して明るく心豊かに生活が出来るよう、必要なサービスを提供するとともに、入所者がその有する能力に応じ自立した生活ができるよう万全を期することを基本方針とする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ケアハウス吹揚
- (2) 所在地 今治市黄金町三丁目2番地6

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 職種及び員数

- ・施設長 1名（兼務可）
- ・事務員 1名（常勤）以上
- ・生活相談員 1名（常勤）以上
- ・介護職員 1名（常勤換算）以上
- ・栄養士 1名（常勤）以上
- ・調理員 1名 実情に応じた適当数

(2) 職務内容

- ・施設長 本会理事長の命を受け、施設の業務を統括するとともに、施設の管理運営に当たる。
- ・事務員 施設長指示のもと、施設の管理運営に当たる。
- ・生活相談員 入所者の生活向上のための相談・助言その他の援助に当たる。
- ・介護職員 入所者の日常生活の援助・相談等に関する業務に当たる。
- ・栄養士 給食献立及び給食業務に当たる。
- ・調理員 給食業務に当たる。

第3章 入所定員

(利用者の定員)

第5条 施設の入所定員は30名とする。

第4章 入所者の資格及び利用料

(入所利用者の資格)

第6条 施設を利用できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 年齢が60歳以上の者。但し、その者の配偶者、三親等以内の親族、その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められるものについては60歳未満でも差し支えない。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族と同居することが困難な者。
- (3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を供わない者で共同生活が可能である者。
- (4) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (5) 身元引受人が得られる者。但し、真に止むを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

2 前項第5号但し書きに該当する者は、次の各号のすべてに関する覚書を提出しなければならない。

- (1) 利用料等の支払いに必要な事項
- (2) 医療機関の受診に関する事項
- (3) その他身上に関する事項

(利用料等)

第7条 施設の利用料は、次の各号に定める費用とする。

- (1) サービスの提供に要する費用（事務費） ……愛媛県知事が定める額
- (2) 食材料費及び共用部分の光熱水費（生活費） ……愛媛県知事が定める額
このほか、冬季暖房費（11～3月）及び夏季冷房費（6月～10月）が加算されます。
- (3) 居住に要する費用（管理費） ……部屋代相当額（別紙料金表の通り）
- (4) 居室に係る光熱水費 ……実費（別紙料金表の通り）
- (5) 特別なサービスの提供に係る必要経費 ……実費
- (6) 退所時における居室の原状回復費用としての保証金 ……別紙料金表の通り

2 前項第1号のサービスの提供に要する費用（事務費）の減額を希望する者は、入所時及び翌年度以降年1回、入所者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に申請しなければならない。

3 施設は、第1項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入所者またはその家族に対し、サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(利用料の支払方法)

第8条 前条第1項第1号～第5号までの利用料の支払方法は、次の通りとする。

- (1) 入所者は、利用料として別表に定める当月の月額利用料を、毎月15日までに支払うものとする。
- (2) 利用料の支払方法は、入所の際、施設長と入所者で取り決めるものとする。
- (3) 入所または退所に伴って利用期間が1ヶ月未満の場合は、日割り計算によって精算する。
- (4) 入所者個人の利用に係る光熱水費及び特別なサービスの提供に伴う費用については、翌月15日までに支払うものとする。

2 前条第1項第6号の保証金(預り金)は、入所時に徴収し、退所時に精算するものとする。

第5章 入所及び退所

(入所の申込み)

第9条 施設に入所を希望する者は、入所申込書(別紙様式1-1)を提出するものとする。

2 施設は、入所申込書の提出があった時は、その内容を確認の上、入所申込者名簿に登録するものとする。

(面接)

第10条 施設長は入所可能な時期に、入所希望者及び身元引受人と直接面接を行い、入所の適否について調査するものとする。

2 入所希望者は面接の通知を受けた時は、次の書類を持参しなければならない。

- (1) 入所申込書(別紙様式1-2)
- (2) 住民票
- (3) 健康診断書(別紙様式2)
- (4) 収入申告書(別紙様式3)

※年金証書や源泉徴収票の写し等、収入及び必要経費の挙証資料を添付すること。

- (5) 健康保険証、介護保険証

(承認)

第11条 面接調査の結果、入所を適当と認めた者に対しては、入所を承認する旨を、また入所を不適当と認めた者に対しては、入所を不適当と認めた旨を、7日以内に本人宛通知するものとする。

(契約)

第12条 入所にあたっては、あらかじめ入所希望者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要等を記載した重要事項説明書、入所者心得、入所契約書を交付して説明を行い、入所希望者の同意を得たうえで契約するものとする。

(利用者台帳の整備)

第 13 条 施設は新たな入所者については、従来の生活の状況、家族の状況等必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果を利用者台帳に記録整備するものとする。

(居室の変更)

第 14 条 入所者が次の各号の一に該当する時は、居室を変更することができる。

- (1) 二人部屋の入所者のいずれか一方が死亡等により一人になったとき
- (2) 入所者の身体機能の低下等のため居室を変更することが適当と認められるとき
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき

(退所)

第 15 条 入所者が次の各号の一に該当する場合には、利用契約は終了とする。

- (1) 入所者が死亡したとき
- (2) 入所者から退所届(別紙様式 5)の提出がありこれを受理したとき
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき

(利用契約の解除)

第 16 条 施設長は、入所者が次の各号の一に該当すると認められた時は、利用契約を解除することができる。

- (1) 不正または偽りの手段によって利用契約を受けたとき
 - (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき
 - (3) 身体機能の低下又は精神的疾患等のため常時介護を必要とし、居宅サービスを利用して施設での生活が著しく困難と認められるとき
 - (4) 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断できなくなったとき
 - (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行ない、かつ原状回復をしないとき
 - (6) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかける等、施設の生活が著しく不相当と思われる事由が生じたとき
- 2 施設長は、入所時に契約の解除となる条件について十分説明し、契約を解除するに至った場合、具体的に理由を明示するものとする。

(転貸の禁止)

第 17 条 入所者は、居室を転貸または譲渡若しくは入所者以外の方を同居させることができない。

第 6 章 入所者に対するサービス内容

(基本原則)

第 18 条 施設は、入所者が安心して明るく心豊かな生活ができるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるよう必要な支援を行う。

また、施設サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

(相談、援助)

第 19 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の適確な把握に努め、入所者やその家族から相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言その他の援助を行うものとする。

(居宅サービス等の利用)

第 20 条 施設は、入所者に対する日常生活上の個別の援助は、原則として行わないものとする。

- 2 入所者が身体機能の低下、加齢等により、日常生活上の援助または介護が必要となった場合は、居宅サービス等が利用できるよう迅速な対応を行なうものとする。
- 3 前項の場合、所要の費用は入所者の負担とする。

(居室)

第 21 条 施設が提供する居室は原則個室とし、施設が入所者の心身の状態を鑑み決定することができる

(食事サービス)

第 22 条 食事は、栄養バランスに留意し、入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとする。特に医師から指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供することができる。

- 2 食事に時間は、次の通りとする。
 - (1) 朝食 午前 7 時 45 分～
 - (2) 昼食 午前 11 時 45 分～
 - (3) 夕食 午後 5 時 45 分～
- 3 食事の場所は原則として食堂とする。但し、一時的な疾病等により、食堂において食事することが困難な場合は、自室において食事することができるよう配慮する。
- 4 最低 3 日前に、あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しないものとする。
- 5 食事のメニューはあらかじめ明示するものとする。
- 6 入所者より栄養食事相談を受けた場合は、適切に対応するものとする。

(入浴)

第 23 条 共同浴室での入浴は隔日以上とし、施設の職員が準備を行う。

- 2 入浴時間は日曜日を除き、午後 3 時から午後 8 時までとする。
- 3 入所者に対する個別の入浴介助は原則として行わないものとする。
但し、介助を必要とする状態となった場合は、居宅サービス等による入浴介助を受けることができるよう迅速な対応に努めるものとする。
- 4 前項の入浴介助に必要な費用は、入所者の負担とする。

(緊急時の対応)

第 24 条 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、入所者から緊急の対応を求められた時は、速やかに適切な対応を行うものとする。この場合、必要に応じて救急車対応、医療機関や家族等に連絡を行うものとする。

(保健衛生)

第 25 条 施設は、入所者について、定期的（少なくとも年 1 回以上）に健康診断を受けるため必要な援助を行うものとする。

2 入所者から健康に係る相談を受けた時は、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うものとする。

(入院期間中の対応)

第 26 条 入所者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに 3 ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後 3 ヶ月経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入所者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、入所者又は家族と協議して定めるものものとする。

(社会生活上の便宜)

第 27 条 入所者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者やその家族が行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができる。

2 入所者の希望により、要介護認定の更新や再認定の代行業務を行う。

(家族との連携)

第 28 条 施設は、常に入所者の家族との連携を図ると共に、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

(外出の機会)

第 29 条 施設は、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、通院、買物、地域行事への参加等外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(自主活動への協力)

第 30 条 入所者は、施設の共用設備を利用して、自由に趣味、教養、娯楽活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができる。

2 前項の場合、必要な費用は参加者の負担とする。

3 施設は、自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

第7章 利用にあたっての留意事項

(入所者心得)

第31条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める「入所者心得」を入所者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(専用居室)

第32条 居室の清掃及び日常的な維持管理は入所者が行うものとする。居室から出るごみ、廃棄物については、可燃物と不燃物に分別した上、入所者が定められた場所まで運搬するものとする。

2 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ等火器類の使用は禁止する。

(共用施設・設備)

第33条 共用施設・設備の利用時間・利用方法、生活ルール等は、施設長と運営懇談会との間で協議の上決定するものとする。

2 入所者は、共用施設・設備等居室以外の場所に私物を置いてはならない。

3 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行うが、入所者はこれに協力するものとする。

(外出及び外泊)

第34条 入所者は、外出（短時間のものは除く。）又は外泊しようとする時は、事前に外出又は外泊届に所定の事項を記入し、施設長に届け出るものとする。

(来訪者の利用)

第35条 来訪者の宿泊をさせようとする時は、施設長の承認を得なければならない。

2 入所者の一時的な疾病による看病又は介護が必要なため、近親者等を居室に宿泊させる場合は、施設長と協議の上その期間を決めるものとする。

3 施設は来訪者に対し、食事の提供を行うことができる。この場合、実費として食事代を徴収する。

(健康保持)

第36条 入所者は、常時自らの健康の保持に努めることとし、施設が行う健康診断を正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。

(衛生保持)

第37条 入所者は、施設の清潔、整理整頓その他環境衛生の保持に心がけ又施設に協力するものとする。

(施設内の工作)

第38条 入所者は居室に工作、模様替え等を行うときは、施設長の承認を受けなければならない。

2 退所の際は原状回復しなければならない。この場合に必要な費用は入所者が負担するものとする。

(施設内の禁止行為)

第 39 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- (2) 指定した場所以外で火気を用いること
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (4) 故意又は無断で、施設も若くは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと
- (5) 入所者は居室又は敷地内において、動物を飼育してはならない。但し、施設長の許可を得た場合は、小鳥、魚類等の小動物を飼育することができる。
- (6) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

第 8 章 非常災害対策等

(災害、非常時への対応)

第 40 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、通報、避難、救出等の具体的な非常災害計画等を定め、地域や所轄消防署等と連携し、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずると共に、入所者が常に防災に心がけるよう指導するものとする。
- 3 入所者は、防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 40 条の 2 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 41 条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに愛媛県、関係市町及び入所者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 施設は、事故発生防止のための検討を行う委員会及び職員に対する研修を定期的に行い、これらを適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第 42 条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 感染症及び食中毒の予防及びまんえん防止のため、指針や業務継続のための計画を整備し、定期的な委員会の開催、研修や訓練、その他必要な対策を講ずるものとする。

第 9 章 その他運営についての重要事項

(苦情処理)

第 43 条 入所者又はその家族は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。

2 施設は、入所者及びその家族からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

3 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は、当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、愛媛県運営適正化委員会等が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域社会との連携)

第 44 条 施設長は、常に地域社会との連携に努め、入所者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮するものとする。

2 施設長は、今治市が高齢者のために実施する事業に対して、積極的に協力するものとする。

(秘密の保持)

第 45 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員でなくなった後においても、これらの秘密を漏らしてはならない。

(身体拘束原則禁止)

第 46 条 施設はサービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、当法人で定める身体的拘束等適正化に関する指針等に基づき実施。身体的拘束等にかかる様態及び時間等を記録し家族等へ説明、改善に向けて検討をする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 47 条 施設は入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する措置を適切に実施するための担当者の選定
 - (2) 虐待を防止するための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員への周知徹底を図る
 - (4) 職員に対し虐待の防止を普及・啓発する研修の定期的な実施
 - (5) 苦情解決体制の整備
 - (6) 成年後見制度の利用支援
 - (7) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合には、速やかにこれを市町村へ通報する。

第10章 雑 則

(運営懇談会)

第48条 施設の運営に関し入所者の意見を聞き、適正かつ円滑な運営のため運営懇談会を設置する。

2 運営懇談会の設置・運営については、別に定める運営懇談会細則によるものとする。

(委任)

第49条 この規程に定める事項のほか、施設の運営について必要がある場合は、軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準（平成20年3月31日厚生省令第107号）によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本会理事長が別に定める。

附則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成26年8月1日から施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和3年7月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年9月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。